

Title	ヘーゲルとプロイセン：教会改革史の視点から見た国家論の位相
Sub Title	Hegel's Prussia and his conception of the state from the perspective of church reform
Author	守屋, 徹(Moriya, Toru)
Publisher	三田史学会
Publication year	2005
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.74, No.1/2 (2005. 9) ,p.161- 178
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20050900-0161

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

ヘーゲルとプロイセン

——教会改革史の視点から見た国家論の位相——

守屋徹

一 問題の所在

「現在、『法哲学』は研究されるよりもむしろ論評されている。というのも、ヘーゲルが本文に多数の注を付け加え、その中で現代の問題に立ち入ったからである。⁽¹⁾」

ヘーゲルの『法哲学』が刊行されてからおよそ二十年の後、ローゼンクランツは、『ヘーゲル伝』において『法哲学』がどのように受容されていたかを述べている。ここで描かれているヘーゲル像とは、ハイムが表明することになる、「国家学者」というヘーゲル像にほかならなかつた。⁽²⁾しかし、このヘーゲル像は第二次世界大戦以後、リッター、ペルチンスキ、アヴィネリらの研究によつて大きく変化する。ヘーゲル解釈の重点を彼の近代市民社会批判に求めるこれらの研究によつて、「国家哲

学者」というヘーゲル像は正反対の「進歩的自由主義者」というヘーゲル像へと転換したのである。その後、ヘーゲル解釈に大きな影響を与えたのが、講義録の公刊であろう。その編集に携わったイルティンクは講義録とテクストとの間の差異に注目し、講義録にこそヘーゲルの真の主張があると見た。それによつて彼は、ヘーゲルとプロイセン国家との密接な関係がヘーゲルの外面向的な妥協であると結論付けたのである。⁽⁴⁾しかしながら、このような第二次世界大戦後の諸研究によつて「国家学者」というヘーゲル像が完全に払拭されたというわけではない。ヘーゲルが立ち入った当時のプロイセン国家をめぐる問題は依然として十分解明されぬまま残されていいる。そのような今日の研究状況の中で、『法哲学』研究において求められる視点は、イエシュケが指摘している

ように、当時の多様な政治的潮流の中でヘーゲルの位置を確認することである。⁽⁵⁾その意味において、とりわけ考察すべきはヘーゲルと、シュタインならびにハルデンベルクによって指導されたプロイセン改革との関連であろう。

ヘーゲルとプロイセン改革との関連を考察したそのような研究としては、特にホチエヴァールによる『ヘーゲルとプロイセン国家』⁽⁶⁾を挙げることができる。ホチエヴァールはその著作の中でプロイセン一般ラント法を考察の軸としながら、『法哲学』におけるヘーゲルの個々の見解がシュタイン、ハルデンベルクの改革と一致することを論証した。たとえば、彼は身分編制の問題においてヘーゲルの営業身分とシュタインの「都市条例」とを結びつける一方で、土地所有貴族の規定においてはヘーゲルとハルデンベルクとの一致点を見出す。⁽⁷⁾共済団体論〔Korporation〕では、彼はヘーゲルとシュタインとの共通性を認めるが、ハルデンベルクとの共通性は認めていない。⁽⁸⁾そして憲法問題においては、彼はヘーゲルとシュタインとの一致を指摘した上で、さらにヘーゲルを憲法発布の計画に挫折した後にラント法へと回帰したハルデンベルクとも一致させてしまうのである。⁽⁹⁾

しかし、既にこれまでの歴史研究が示しているように、シュタインとハルデンベルクの改革は決して一様に論じられるものではない。つまり両者の間には共通した理念が存在しながらも、とかく構想と実践との間にありがちな対立も存在するのである。たしかに、ハルデンベルク期における軍制改革や都市条例などは、シュタインの構想を変更せず改革が進められた例として見ることができる。他方、農民解放は、ハルデンベルクがシュタインの構想を修正してようやく実現に移すことができたものと見て見るべきである。⁽¹⁰⁾しかし、両者の間に見られるこうした相違の中でも最も大きな相違は、教会改革に対する態度であろう。しかもこの教会改革に見られる相違は、多岐にわたる改革の中の一 分野にとどまるものではない。本稿が示すように、この相違は両者の改革の基本的性格に関わる相違なのである。

しかしながら、ホチエヴァールの研究にはこうした教会改革の視点からの分析が欠けている。教会改革を視座とした時のヘーゲルとシュタイン、ハルデンベルクとの関係はどうであろうか。シュタインとハルデンベルクとの間の最も大きな相違である教会改革を視点にしてこそ、ヘーゲルとシュタイン、ハルデンベルクとの関係が最も

明瞭に現れてくるのではないだろうか。そして、この疑問に答えることが本稿の課題である。すなわちその課題とは第一に、シュタインの改革思想を検討することを通してその改革思想の中心に宗教的モチーフがあることを確認すること、そしてさらに、プロテスタンティズムを中心に教会改革の変遷を辿ることでシュタインとハルデンベルクとの間の相違を探ることである。これらを踏まえてヘーゲルの国家論とりわけ彼の国家と教会についての見解がどちらと密接な関係にあるかを考察することが第二の課題となる。

二 プロイセン改革における教会改革の変遷

1 シュタインにおける宗教的モチーフと教会改革
フライヘル・フォン・シュタインは、彼が一七八四年に赴任したヴェストファーレンの鉱山局長をはじめとして、様々な実務を長年にわたって積んだ。そうした官僚としての体験から彼は既に、行政組織が有効に機能していないことについて、とりわけ官房制度の弊害について改革の必要性を認めていた。その結果として一八〇六年四月にまとめられた覚書は行政組織の改変を主要な内容としている。⁽¹¹⁾しかし、同覚書は、同時にプロイセンのも

つ根本的な問題性についてより一步進んだ認識を示している。その問題性の認識とは、国家の危機を前にしての「国民の無気力⁽¹²⁾」である。シュタインのそのような危機感は、イエナでの敗戦を経てさらに深まる。その改革プランを知る上で重要な「ナッサウ覚書」（一八〇七年六月）においてシュタインは、「公共心や市民精神の振興」や「祖国、独立、国民の榮譽に対する感情の再振興」こそ国庫の収支改善などよりはるかに重要であると述べている。そして国民の精神的沈滯の原因をシュタインはフリードリッヒ大王統治下の啓蒙絶対主義における国民と国家行政との乖離に、すなわち国家の営みへの国民の参与を阻む統治体制に求める。そのような問題認識から彼は、「ナッサウ覚書」において、国民の参加を可能とする自治制度の創設を中心的な改革プランの一つとして据えるのである。そこでは、市町村〔Gemeinde〕を基礎としながら郡〔Kreis〕ならびに州〔Provinz〕、そして最終的には国民代表制へと至る段階的な自治制度が構想されていた。

しかし、シュタインは完成された国家体制というものを、新たな時代にふさわしい国家制度や社会制度だけにではなく、国家体制を担う人間の精神的完成にも見出⁽¹⁴⁾す。

そこで国民の内發的な力を喚起するためには、人間の内面性の基礎をどこに見出すかということが問われることになる。確かに、シュタインの場合には都市条例や農民解放に見られるように、彼が自立した中産階層を創出し、自由な経済社会を目指す点では、合理主義的要素も確認することができる。しかし、知性、すなわち合理主義にのみ頼ることはシュタインにとって考えられないことであつた。⁽¹⁵⁾むしろ永遠なものへの信仰、すなわち宗教こそが人間にとつて根源的なものであった。自らルター派の敬虔な信者であつたシュタインの宗教意識においては、神の意識と人間の自發性や行為の道徳的性格とが密接に結び付いていなければならなかつた。このような人間の内面的基礎付けはそのまま国家のあり方にも反映する。

「国家とは農場や工場の集合体ではなく、その目的は宗教的・道徳的・精神的そして実体的な發展である」というシュタインの言葉は人間の宗教的・内面的完成を基礎とした彼の国家觀を端的に示している。つまり国家の再興には宗教意識の覺醒を通した国民の自發性こそが必要だったのである。

シュタインがこのような確信をもつに至つた背景には、次のような事情があつた。啓蒙絶対主義の時代、とりわけ

合理主義者フリードリッヒ大王の時代には、教会は世俗的な国家統治の道具として扱われるようになつていた。合理主義の影響は神学にまで及び、人々の宗教心の低下という事態を招いていた。⁽¹⁷⁾シュタインにとっては、そうした宗教心の喪失を防ぎ、さらにその宗教心を呼び覚ますためには教会の再建が必要だつたのである。

そのような教会再建の必要性に迫られて、「ナツサウ覓書」には、教会行政は他の国家の行政組織から切り離されなければならないという原則が、とりわけ教育制度の指導と祭式 [Kultus] の監督は分けられなければならないという原則が盛り込まれている。⁽¹⁸⁾その上で、カトリック教会の監督にはカトリックの大臣を据えることが、プロテスタント教会の場合には祭式の上級官庁の設置が要求されている。その構想に基づいて、一八〇八年十二月十六日の国家の上級官庁再編に関する布告では、教会行政は内務省に設置された祭式・教育部局 [Sektion für Kultus und Unterricht] に移管された。それはさらに、教育部門と祭式部門とに区分された。また、州に関してはこれまでの州宗務局 [Provinzialkonsistorium] が廃止され、純粹に国家的で宗派を超えた性格をもつ教会・教育委員会 [Kirchen- und Schuldeputation] という中級機

関が設置されることになつた。⁽¹⁹⁾

さらに、シュタイン自身の手によるものではないにせよ、シュライエルマッハーによつて起草された「プロイセン国家におけるプロテスタント教会の新体制に対する提言」⁽²⁰⁾はシュタインの教会改革構想の内容を一層具体的に示している。このシュライエルマッハーの草案のねらいは、これまでの領邦君主による教会首長制のもとにあつた教会制度を改め、国家から相対的に自立した自治的教会を創出することであつた。自治組織としては、まず教区レベルにおいては長老〔Presbyterien〕制が、さらに郡レベルにおいては教会会議〔Synoden〕⁽²¹⁾制が、そして州レベルにおいては監督〔Bischof〕を長とする参事会が構想されている。明らかに、この草案には、シュタインの自治構想が盛り込まれている。既に述べたように、シュタインは「ナツサウ覚書」において市町村レベルから州レベルへと至る段階的な自治制度を構想していた。

こうした自治制度の構造的な共通性から、シュライエルマッハーの構想はシュタインの自治構想と完全に合致しているものだと考えられる。

シュタインは一八〇八年十一月には早くもその任を追われる。あまりにも短い在任期間であつたために、教会

改革も他の改革同様、道半ばで終わってしまった。彼は退任にあたつて、その後の改革の指針について記した「政治的遺言」の中で、次のように述べている。「国民の宗教意識が新たに再生されなければならない。こうした重要な事柄に真剣に留意するのは政府の務めである」と。

2 ハルデンベルク、アルテンシュタイン指導下の教会改革

その後、ハルデンベルクが改革の指導的地位に就いてから、教会改革が展開を見せるのは一八一五年以降である。ウイーン会議によつてプロイセンの領土が拡大したこと⁽²²⁾がその理由である。プロイセンではポーランドやライエン州の獲得により、カトリック信者が全人口の三分の一にまで及び、その存在はもはや軽視できるものではなくなつていた。しかも元来、カトリック教会は教会の国家に対する独自性をプロテスタント教会より強く主張していたために、政府はカトリック教会への対抗策の必要性を強く意識せざるを得なくなつた。また、ヴェストファーレン等の編入によつて、プロテスタンティズムにおけるルター派と改革派との分裂状況は混迷の度合いを深めた。こうした事態の変化は改革に拍車をかけ、分裂した

プロテスチヤント勢力と、統一した国家統治を目指す政府との関係に変更をもたらすこととなる。

まず始めに着手されたことは、領土拡大による行政組織の変更である。一八一五年四月三十日の州官庁に関する勅令では、教会・教育委員会の代わりにシュタインによつて廃止された州宗務局が再び設置された。⁽²³⁾ この州宗務局は州知事によつて指導され、カトリック教会に対しでは教会の監督権を、プロテスチヤント教会に対しては監督権と指導権の両方を有するものであつた。この勅令によつて、特にプロテスチヤント教会に関してはシュタインの時代はおろか啓蒙期にも増して教会に対する国家の干渉が強化された。さらに一八一七年には文化省 [Kultusministerium] が設置され、アルテンシュタインが大臣の職に就いた。「ナッサウ覚書」等を通して見たように、シュタインの意図は教会と教育の業務の分離にあつた。それに対して、新たに設置された文化省は、教会、教育業務を統括するものである。したがつて、この文化省は、シュタインの意図とは逆に、教会を国家の監督下に置くことを意味している。

次に問題となるのは、教会の自治組織、長老制と教会会議制である。「解放戦争」当時アルントらによつて導

かれた宗教意識の高揚は、この時期には教会内部における自治的な代表組織の要求へと変わつていて。この要求はウイーン会議以後、焦眉の課題となつていていた政治上の国民代表制の要求と密接に関係しているものであつた。政府は、一八一六年五月二十七日に教会制度に関する政令において、教区には長老会議の設置を、郡と州には教会会議の設置を認めた。しかし、これらの自治組織は名ばかりのものであつた。つまり、構成員は聖職者のみに限られたのである。このことは一般信徒の排除を意味している。その上、議長は構成員の選挙によつて選ばれるのではなく、国王によつて任命された。⁽²⁴⁾ このように、長老会議や教会会議は現実には教会の自立を促す組織ではなかつた。その上、教会内部で下からの意見形成を促すものでもなかつた。こうしたことから、西部の州やシュライエルマッハーハーが属した教会会議などは自治権に関して完全な権利を要求し、政府と軋轢を生む事態となつた。

そして最大の課題となつたのが、合同 [Union] 問題と呼ばれるプロテスチヤント両宗派統合の試みであつた。この合同問題は、十七世紀以来の長い歴史をもつものではある。⁽²⁵⁾ しかしながら、歴代国王の中でもフリードリッヒ・ヴィルヘルム三世ほど、この合同問題に熱心に取り

組んだ国王はいなかつたといつてよいだろう。この十九世紀前半になつて合同がとりわけ現実味を帯びてきた最大の要因は、先に述べたように、勢力を増してきたカトリック教会の存在と、混迷の度合いを深めたプロテスタントイズムの分裂状態にほかならなかつた。統一した国家統治を目指す政府にとって、宗派の分裂にわざらわされない一元的な領邦教会体制の樹立は欠かせないものであつた。他方、プロテスチント教会の指導者たちにとってもカトリック教会の存在は大きな影響を与えた。彼らの間でも、カトリック教会に対抗するためにはプロテスチント教会の合同が必要であるという認識が強まつてい⁽²⁶⁾た。このように合同への機運が高まる中で、一八一七年の宗教改革三百年祭は国王フリードリッヒ・ヴィルヘルム三世にとって合同を実現するための絶好の機会であつた。国王は、同年三月一日に「福音主義教会 [die evangelische Kirche]」⁽²⁷⁾という共通した呼称を用いることを呼びかけ、次いで九月二十七日には改革祭を両宗派が合同で祝福することを政令として発布した。これらは当初、総じてどの教区からも異論なく好意的に受け入れられた。

しかし、典礼 [Liturgie]⁽²⁸⁾に話が及ぶと大きな波紋が広がつた。確かに、十八世紀以来典礼は統一した形態を失つており、多様なものとなつていた。国王はこれを統一しようと一八二二年、一般典礼書を公布した。このことは、国家による教会内部の問題への介入を意味し、当然大きな反対運動が起こつた。シュライエルマッハー⁽²⁹⁾らにては、合同と典礼の統一は政府からの命令によつて達成されるものではなく、また外面向的規定の統一性によるのでもなく、教区の自由な同意とそれの教区の特性への配慮から生ずるはずのものであつた。抵抗にあつた国王はこの問題を処理するにあたつてライン州やヴェストファーレンでは妥協の姿勢を見せた。しかし他方で、一般典礼書の導入に反対したベルリンの十二人の聖職者を追放する姿勢を見せ、あるいは東エルベでの典礼の強行導入など強圧的な手段も用いたのであつた。このように、ハルデンベルクやアルテンシュタインのこれら一連の教会改革は、両宗派の合同を達成することができず、改革前よりもかえつて中央集権的な領邦教会の性格を、また官僚主義的な教会統治への傾斜を強める結果に終つた。

は、一見すると確かに教会に対する外的な監督権と教会内部に対する指導権をさらに強化して国家の手に統合しようとする傾向をはらんでいた。しかしそれはむしろ、シュタインが国家に与えるいわば「教育的使命」に起因するものであった。彼は国民の宗教意識を覚醒すべく、国家から自立した教会の自治制度を目指していたのであつた。国家の再興を市民精神の喚起に求めていたシュタインにとって、宗教とは国民が眠りから覚める精神的基礎にほかならなかつた。この宗教的モチーフこそ、シュタインの政治的エートスであり、合理主義と並ぶ彼の改革思想の根幹として、また特質として位置づけることができる。それに対して、ハルデンベルクやアルテンシュタインらの改革の場合には宗教・教会は国家の求心力を高めるどころか、逆に遠心力としてはたらくものに変化していく。彼らは、國家理性の下に教会をいかに組み込むかということに腐心したのであつた。彼らにとつては、宗教・教会は国家統合の單なる手段にすぎない存在となつた。フランツ・シュナーベルが述べているように、こうした合理主義の勝利は、プロイセン改革を進展させる上で大きな転換点をなしたのであつた。⁽²⁹⁾

三 ヘーゲルの国家論とプロイセン改革の関係

1 ベルリン転任と大学思想

以上のプロイセン改革の分析を踏まえて、ヘーゲルとプロイセン国家の関係を考える場合、まず考察されなければならないのは、ヘーゲルをベルリン大学へ招聘する際のプロイセン政府の意図がいかなるものであり、それをヘーゲルがどこまで意識して承諾したのか、という点である。

文化相アルテンシュタインとヘーゲルとの関係はヘーゲルのハイデルベルク時代から既に始まっていた。⁽³⁰⁾一七八年十二月、パリからベルリンへ戻る途中のアルテンシュタインは当時ハイデルベルクに在住していたヘーゲルを訪れ、親交を深めた。その時ヘーゲルがベルリンへの興味を持つていることを感じ取ったアルテンシュタインは、一八一七年十二月二十六日にヘーゲルに宛ててベルリン大学の教授の地位を提供する旨の書簡を送つた。その書簡の中では、ベルリンへ転任することで教授職のみならず、「より広範で重要な活動の範囲」⁽³¹⁾がヘーゲルに提供されることも述べられている。ヘーゲルは一八一八年一月二十四日の書簡ですぐに承諾を伝えた。さら

彼はバーデン内務省に宛てた辞任願いの中で、先のアルテンシュタインの書簡に呼応するように、ハイデルベルクより高額の俸給の他に、「ますます多くの機会に大学で哲学を講ずるという第一義的な職能」から「他の仕事に移る」ことをベルリン転任の動機として述べている。

(32) この活動が一体何なのか、ヘーゲルは具体的には述べていない。これに対し、アルテンシュタインはヘーゲルの改革を意図していることを述べている。(33) 当時ベルリンのアカデミーの中心人物はシュライエルマッハーであり、彼の影響力を弱めるためにアルテンシュタインはヘーゲルを利用してアカデミーの改革を行おうとしたのだった。事実シュライエルマッハーがヘーゲルのアカデミー入会を当初強く拒んだ経緯を見ても、この問題をめぐつて対立があることが分かる。

しかしヘーゲルとアルテンシュタインの関係においてより根本的な点は、プロイセンにおけるベルリン大学の位置付けであろう。アルテンシュタインは一八一八年の覚書において各州の大学についてはそれを個別の学問分野に細分化し、実践的な目的に限定した役割を与えたのに対し、ベルリン大学についてはそれを教育機関全体の

中心かつその頂点に置き、学問分野も包括的なものとするプランを示している。このベルリン大学と各州の大学とを序列化させる制度には、彼の教会政策や国家教会制度と類似した性格を認めることができる。(35) そして知的世界の中心たるベルリン大学というこの構想は、単に学問世界に限定されたものではない。その構想は、ベルリン大学が国家全体の基礎をなす精神を育むというアルテンシュタインの国家観の現れでもあった。他方、ヘーゲルは一八一八年に行われた就任演説において、「解放戦争」後の今こそ、国家において現実世界の統治と並んで自由な思想の王国が栄える時が来たという時代把握を示し、さらに次のように述べている。「当地の大学、つまり国家の中心にあるこの大学でこそ、あらゆる精神的陶冶とあらゆる学問および真理の中心、すなわち哲学」は、「そのあるべき場所と卓越した育成とを見い出すにちがいないのであります。」(36) このヘーゲルの就任演説はアルテンシュタインの大学政策を忠実に表現したものであり、ここにこそ両者がベルリン大学のあり方について思想を共有していたことが確認できるのである。

2 国家と宗教の理論的関係

ベルリン大学招聘に見られるように、ヘーゲルはアルテンシュタインの教育政策において重要な役割を果たしていた。この点に見られたヘーゲルとアルテンシュタインの思想的親近性が、国家と教会の関係においてどのように現れてくるのだろうか。それが次の考察対象となる。ヘーゲルは『法哲学』の第一七〇節において、国家と教会の関係について論じており、これを詳しく見ることで教会改革史との関連をつかむことができる。しかし、このヘーゲルの論述は単に国家と教会との関係にとどまるものではない。というのも、国家と教会の関係は哲学と宗教の関係と切り離すことはできないからであり、彼の体系全体と深く関連しているからである。したがって、これらを考察するためには『法哲学』だけでなく、彼のベルリン期の他の講義も手掛かりとなる。

ヘーゲルにあつては、哲学も宗教もその内容ならびに関心は共通のものである。『宗教哲学講義』には、「宗教の対象も哲学の対象も、永遠の真理の客觀性そのものの姿、すなわち神、神以外の何ものでもなく、神の説明」³⁷にほかならないとある。『宗教哲学講義』は、宗教の本質また諸宗教の歴史を絶対者の把握として、すなわち絶

対者に対する自覺の発展として展開する。しかし、宗教において表象される絶対者は、同時に社会的文脈をも含んでいる。『世界史の哲学』で述べられているように、宗教は「自己意識の第一の様式、民族精神の精神的意識そのもの」³⁸である。つまり、諸々の宗教的な表象は様々な社会形態の基礎をなしているのである。他方、ヘーゲルは『法哲学』では、国家における宗教の基礎付けを心情〔Gesinnung〕の観点から「心情の最高の形態は宗教にこそ属する」と述べている。³⁹絶対的真理を内容とする宗教においてこそ国家も法律も、それらが真理であることが確証され、意識に対して最高の拘束性をもつことができるのである。このように、宗教は人倫の基礎、すなわち国家の基礎を形づくるものとして捉えられている。しかしヘーゲルは、哲学と宗教を明確に区別する。宗教は、表象、感情、信仰の形をとった神、すなわち絶対者への関係である。ところがヘーゲルにとつて真なるものとは、表象という主觀性の内に包み込まれていてではなく、内面的なものが外面向的なものへ巨大な脱皮を遂げるプロセスに、すなわち理性が現実に現れ出るプロセスにほかならない。そしてこの外面へと現れ出した理性の現実態を把握する点において宗教と哲学の区別が生ず

る。つまり、『法哲学』の序文で述べられているように、存在するものを認識するのは、感情や表象の形式をとる宗教ではなく、概念によつて把握する哲学の課題なのである。⁽⁴⁰⁾ さらに、このような哲学と宗教の区別は、同時に国家と宗教の区別をも意味する。確かに、宗教は国家の基礎を形づくるものである。しかし、それはあくまで「単なる基礎」にすぎず、「現実的形姿：へと自己」を開拓する現世的精神としての神の意志⁽⁴¹⁾ である国家とは区別される。国家は、「信仰の形式」⁽⁴²⁾ から区別されることによつてのみ、自覺的な理性と人倫たりえるのである。したがつてヘーゲルの考え方では、国家は哲学と結び付くことになる。そのことについて彼自身次のように述べている。「国家のほうはむしろ、知の営みなのである。国家の原理にあつて内容は、本質的に、実感や信仰の形式にたちどまりはせず、明確に限定された思想に帰属するのである。」⁽⁴³⁾ こうしてヘーゲルの体系上、哲学と宗教は神的理念という同一のものを対象にするにもかかわらず、概念把握を形式とする哲学が、表象を形式とする宗教の上位に置かれ、哲学は国家と結び付くことになるのである。⁽⁴⁴⁾

『法哲学』の中でヘーゲルは、国家と宗教の関係につ

いて国家と宗教の分離という彼の基本的立場を表明するばかりでなく、同時代の様々な見解に対し批判の目を向けている。そうした批判の中の一つに、「国家に反対して宗教の形式にふみとどまろうとする連中」を批判したものがある。⁽⁴⁵⁾ 批判の矛先を向けられた「連中」とは、名指しこそされてはいないものの、内容からすれば明らかにシュライエルマッハーや敬虔主義者であろうと思われる。彼らは宗教の形式こそすべてを含み、国家を本質的に規定するものと考えていた。このような考えは、ヘーゲルによれば、国家を主觀的表象という偶然的なものに委ねることにほかならないのである。その結果として生ずるものは、法律や諸機構にまでひろがる有機組織としての国家の動搖、不安、混乱である。ヘーゲルの目には、シュライエルマッハーらの見解の帰結はこのように映つっていた。この批判からは、ヘーゲルがシュライエルマッハーらの見解に宗教的狂信の臭いを嗅ぎとり、その帰結である人倫的関係の破壊からいかに国家の普遍的客觀性を守ろうとしていたかを窺い知ることができる。

3 国家と教会の政治的関係

国家と宗教の理論的関係と並んで、あるいはそれ以上

に考察を必要とするのは国家と教会の政治的関係である。この国家と教会の政治的関係においてこそ、ヘーゲルと当時のプロイセンの教会改革との関連をより具体的につかむことができるからである。

まず、ヘーゲルは、国家は教団の宗教的な目的のためには教団に対してあらゆる助成と保護を行うと述べている⁽⁴⁷⁾。また彼は、国家は国民にいづれかの教団[Kirchgemeinde]に入る⁽⁴⁸⁾ことを勧めはするが、特定の教団を指示する」とはしないという立場を採る。ハハで、「特定の教団」ではなく「いづれかの教団」と彼が言うのは、ほかでもなく信仰の内容が表象という内面に関わるからである。さらに教義の問題もまた、彼にとつては、原則として「自己意識の主体的権利」に存するものであつて、国家領域に關わるものではない⁽⁴⁹⁾。このように、ヘーゲルは、個人の内面性に關わる事柄については国家の介入を認めていないのである。

しかし、宗教の領域は個人の内面にとどまるものではない。ヘーゲルによれば、宗教はそれ自身、外面へ向かつて現れ出た面も持つからである。こうした外在面で彼が考えているのは祭儀[Handlungen]と教義からなる祭式[Kultus]である。この祭式において宗教は国家領

域へと足を踏み入れることとなる。つまり、ハハにおいて国家と宗教、教会との関係が成立するのである。そのような関係を、ヘーゲルは次のように説明する。「教団が所領をもち、祭儀を行い、かつそのために奉仕する諸個人を抱えているかぎりにおいては、教団は内面にとどまるのをやめて、…直接に国家の法律の下に身を置く」とになる⁽⁵⁰⁾。さらに、彼は次のように続ける。「宗教的祭儀などのこうした諸行為」については、「どこまでが監督官庁の権限下にある側面であるかは、もちろん確定は難しい。…諸個人の宗教的連帶が一教団にまで、つまり共済団体にまで高まつた限りでは、それは、総じて、国家の上級監督官庁の監視下に入る⁽⁵¹⁾。」もちろん、当時焦眉の課題であった合同問題に関する彼の発言がほとんど存在しないことからも、この発言がどの程度政治的具体性をもつものなのかは判断が難しい。しかし、教会を国家の監督下に置くとするヘーゲルの立場と、あくまで国家から自立した教会を目指すシュラライエルマツハーネの立場は相容れないものであることは明白である。ヘーゲルの国家と教会の政治的関係に対する態度はハルデンベルク、アルテンシュタインの路線に近いことは明らかである。

4 テクストと講義録

近年の『法哲学』研究で欠かせない視点が講義録と公刊されたテクストとの比較考量である。考察すべき講義録は、ハイデルベルクの一八一七／一八年に行われた自然法講義⁽⁵³⁾とベルリンで初めて行われた一八一八／一九年の講義⁽⁵⁴⁾である。これら両講義は、時間的に連続して行われたものであるため、全体として編別構成と分量は類似している。しかしながらテクストと比較すると、国家と宗教の問題については叙述されている位置が異なる。講

義録の段階では、宗教についての論述は、国家論の中ではなく人倫の章の始めの総論においてなされている。⁽⁵⁵⁾その上、公刊された『法哲学』ではみられた国家の監督下に入る教会の位置付けに関する発言が、そこには見られない。しかしながら、宗教の位置付けに関する見解、すなわちそれが感情の段階に留まるという見解は講義録にも見られる。それによれば、「神は彼岸として、理想として表象すべきものではない。神は人倫的な実体においてあらゆるところに存在する。宗教心というこうした関係は感情にあり、またあり続ける。それは実体についての知、直接的な知、すなわち信仰なのである」⁽⁵⁶⁾という。さらに彼は宗教的狂信についても次のように触れている。

「もしも宗教的なものが宗教的なものとしてあり続けるならば、特殊化の運動は消滅する。そしてもしもこのことが現実の生活の中に移されるとするならば、宗教的狂信が生まれる⁽⁵⁷⁾」と。したがって、カール＝ハインツ・イ・ルテインクも指摘しているように、宗教についての論述は公刊されたテクストと講義録では大きく異なつものとは言えない。⁽⁵⁸⁾ヘルンは、既にハイデルベルク期からベルリン期と同様の見解を示していたと考えられる。

四 まとめ

このように哲学的概念を宗教的表象よりも上位に置くヘーゲルの哲学は、国家における教会の位置において示されるように、あくまで合理主義に貫かれた改革を指向するハルデンベルクやアルテンシュタインの立場と一致する。さらに、「国家の利益や業務を本質的で真剣な目的に高めるために、宗教に訴えかけたところで無益である⁽⁵⁹⁾」というシュライルマッハーを揶揄したと思われる彼の発言は、宗教心の再生を国家再建の道としていたシャタインの立場とはつきり異なることを示している。シャタインにとっては、教会制度の草案に見られるようにシユライエルマッハーこそ理論的支柱であった。これに

対して、¹ ハーゲルがアルテンシュタインによるハーゲルリ大学に招聘されたことはまれにハーベンボリックな出来事であった。ハーゲルの招聘は、文化相に赴任しておむないアルテンシュタインの最初の重要な仕事であった。ハーゲルの立場が進歩的であれ保守的であれ、とむかへて彼がそのハートを通して「国家哲学者」になつたことは否定でやまないのである。本稿のはじめに触れたシュタイン改革とハーゲル哲学とを一致させてしまつてハーベンブルの研究は以上の考察から、やはり不十分であつたハルが判明する。

プロイセンは、明らかに諸宗派の分裂状態の下にありた。ややした中で、ハルデンベルクやアルテンシュタインのよくな合理主義的官僚にとっては、むしろ学問や知識的文化の発展いや国家の統一を可能にする道にはかならなかつた。その意味で、彼らが理論的支柱としてハーゲルの国家論は、同時にプロイセン国家の理念を表現したものである。²

¹ (1) Karl Rosenkranz, *Georg Wilhelm Friedrich Hegels Leben*. (Berlin 1844) Unveränderter Nachdruck der Aus-

gabe Berlin 1844 unter Hinzufügung einer Nachbe-

merkung von O. Pöggeler. Darmstadt 1977, S.331f.

(2) Rudolf Haym, *Hegel und seine Zeit. Vorlesungen über Entstehung und Entwicklung, Wesen und Werth der Hegelschen Philosophie*. (Berlin 1857) 2. unveränderte Aufl. Hildesheim 1962.

(3) Joachim Ritter, *Hegel und die französische Revolution*. Frankfurt a. M. 1965; Z. A. Pelczynski (hrsg.), *Hegel's Political Philosophy. Problems and Perspectives*. Cambridge 1971; Shlomo Avineri, *Hegel's Theory of the Modern State*. London 1972.

(4) Karl-Heinz Ilting, Einleitung der Herausgebers. Der exoterische und esoterische Hegel (1824-1831), in : G. W. F. Hegel, *Vorlesungen über Rechtsphilosophie 1818-1831*, Edition und Kommentar von K.-H. Ilting, Bd.4, Stuttgart-Bad Cannstatt 1974.

(5) Walter Jaeschke, Einleitung des Herausgebers, in : G. W. F. Hegel, *Berliner Schriften (1816-1831)*, Hamburg 1997, S.XXI ff. ^{新訳}

(6) Rolf K. Hočvar, *Hegel und der preußische Staat. Ein Kommentar zur Rechtsphilosophie von 1821*, München 1973.

(7) Ebenda, S.86ff. und S.94f.

(8) Ebenda, S.91ff.

(9) Ebenda, S.105f. und S.122f.

(10) Reinhart Koselleck, *Preußen zwischen Reform und Revolution. Allgemeines Landrecht, Verwaltung und soziale*

ders., *Briefe und Amtliche Schriften*, Bd.II/ 2, S.988.

(23) Verordnung wegen verbesserter Einrichtung der Provinzial-Behörden, in : Ernst Rudolf Huber und Wolfgang Huber (hrsg.), *Staat und Kirche im 19. und 20. Jahrhundert. Dokumente zur Geschichte des deutschen Staatskirchenrechts*, Bd.1 : Staat und Kirche vom Ausgang des alten Reichs bis zum Vorabend der bürgerlichen Revolution, 2., unveränderte Aufl., Berlin 1990, S.119 細註。

(24) Kabinettsordre König Friedrich Wilhelms III. betreffend die Verbesserung der evangelischen Landeskirche in Preußen, in : E. R. Huber und W. Huber (hrsg.), *Staat und Kirche im 19. und 20. Jahrhundert*, Bd.1, S.575f. 細註。

(25) オットー・ヒンツ, Otto Hintze, Die Epochen des evangelischen Kirchenregiments in Preußen, in : *Historische Zeitschrift*, Bd.97, München und Berlin 1906, S.67ff. 細註。

(26) ハルトマート・ヒンツ, ハルトマート・ヒンツ, *新体制下の宗教問題* 細註。

（Schleiermacher,

Vorschlag zu einer neuen Verfassung der protestantischen Kirche für den preußischen Staat vom 18. November 1808, a. a. O., S.4.)

(27) Erich Foerster, *Die Entstehung der preußischen Landeskirche unter der Regierung König Friedrich Wilhelms Dritten*, Bd.1, Tübingen 1905, S.270. 細註。

(28) Kabinettsordre König Friedrich Wilhelms III. betreffend die Union der evangelischen Landeskirchen in Preußen, in : E. R. Huber und W. Huber (hrsg.), *Staat und Kirche im 19. und 20. Jahrhundert*, Bd.1, S.576ff. 細註。

(29) Schnabel, *Deutsche Geschichte im neunzehnten Jahrhundert*, Bd.4, S.351. 細註。

(30) ハーマン・カスパー・ルートヴィヒ・ゼムバウト, Max Lenz, *Geschichte der königlichen Friedrich-Wilhelms-Universität zu Berlin*, Bd.2, 1. Hälfte : Ministerium Altenstein, Halle a. d. S. 1910, S.14ff. 細註。

(31) Brief von v. Altenstein an Hegel, Berlin, den 26. Dezember 1817, in : *Briefe von und an Hegel*, hrsg. von J. Hoffmeister, Bd.II : 1813-1822, Hamburg 1953, S.170.

(32) Brief von Hegel an das badische Innenministerium, Heidelberg, den 24. April 1818, a. a. O., S.182.

(33) Brief von v. Altenstein an Hegel, Berlin, den 18. März 1818, a. a. O., S.179. 細註。

(34) Jaeschke, Einleitung des Herausgebers, a. a. O., S.Viff. 細註。

(35) Lenz, *Geschichte der königlichen Friedrich-Wilhelms-Universität zu Berlin*, Bd.2, 1. Hälfte, S.10ff. 細註。

(36) Hegel, Rede zum Antritt des philosophischen Lehramtes an der Universität Berlin, in : ders., *Gesammelte Werke*, in Verbindung mit der deutschen Forschungsge-

- (39) Heidegger, M.: *Die Krisis der westlichen Philosophie*, hrsg. von S. Höglund, Tübingen 1977, S. 13.

(40) Ebenda, S. 26. たゞ、 Hegel, Vorlesungen über die Philosophie der Religion I, *Werke in 20 Bänden*, redigiert von E. Moldenhauer und K. M. Michel, Bd. 16, Frankfurt a. M. 1986, S. 28.

(41) Hegel, Vorlesungen über die Philosophie der Weltgeschichte, Bd. 1 : Die Vernunft in der Geschichte, hrsg. von J. Hoffmeister, 6. Aufl., Hamburg 1994 (→ *Die Vernunft in der Geschichte* トトノウノシテ), S. 125.

(42) Hegel, Grundlinien der Philosophie des Rechts, *Werke in 20 Bänden*, Bd. 7, Frankfurt a. M. 1986 (→ *Die Grundlinien der Philosophie des Rechts* トトノウノシテ), S. 417.

卷之三

Frankfurt a. M. 1986 S. 135 → 

(41) Hegel, *Rechtsphilosophie*, §417f. Mainz u. a. 1780, S.425.

(42) Ebenda, S.428.

(43) Ebenda, S.425.

(44) ヘーメルは、『世界史の哲学』においても、宗教に対

して哲學か「最高の形態」である日本
Die Vernunft in der Geschichte §135)

(45) Hegel, *Rechtsphilosophie*, S.418.

(46) Ernst-Wolfgang Böckenförde, Bemerkungen zum Ver-

hältnis von Staat und Religion bei H

(7) Emden S 130

(48)

(49) Ebenda, S.422. ちなみに、アヴィネリは、本稿で考察

したプロイセン改革における教会改革史的側面に考慮を

扱わないため、『法哲学』における国家と宗教の問題に宗教的見解はない。

教的寛容のみしか見ないといふ一面的理解に陥つてゐる。

¹ *Imperial, Hegel's Theory of the Modern State*, S.189ff. 諸君参照。

(51) Ebenda.

(52) Jaeschke, Politik, Kultur und Philosophie in Preußen,

in : *Hegel-Studien*, Beiheft 22 : Kunsterfahrung und Kul-

Gethmann-Siefert, Bonn 1983, S. 39.  / -'ト>ゼ

一八三〇年にアウグスブルク信仰告白三百年祭を記念し

ト演説を行つてゐる。この祭典を除いて、教會の命題は一層焦眉の課題となつていた。ケーベル辺の演説で、理由は不明であつたが命題に直接觸れた。

宗教改革の解放的性格を強調するトドカ性を置こう。⁵⁷ (Hegel, *Rede zur dritten Säkularfeier der Augsburgischen Konfession* (den 25. Juni 1830), in: ders. *Berliner Schriften* (1818-1831), hrsg. von W. Jaeschke, Hamburg 1997, S.429ff.)

(58) Hegel, *Vorlesungen über Naturrecht und Staatswissenschaft*. Heidelberg 1817/18 mit Nachträgen aus der Vorlesung 1818/19, nachgeschrieben von P. Wannenmann, hrsg.

von C. Becker u. a., mit einer Einleitung von O. Pöggeler, Hamburg 1983.

(59) Hegel, Natur- und Staatsrecht, nach dem Vortrage des Professors Hegel, im Winterhalbenjahr 1818/19 von G. Homeyer, in: ders., *Vorlesungen über Rechtsphilosophie 1818-1831*, a. a. O., Bd.1, 1973.

(60) トドカ性を置くべきだ。自然法論のトドカ性。 Hegel, *Vorlesungen über Naturrecht und Staatswissenschaft*. Heidelberg 1817/18 mit Nachträgen aus der Vorlesung 1818/19, nachgeschrieben von P. Wannenmann, S.86ff. (§71) トドカ性を置くべきだ。 Hegel, Natur-und Staatsrecht, nach dem Vortrage des Professors Hegel, im Winterhalbenjahr 1818/19 von G. Homeyer, a. O., S.292f. (§76) トドカ性を置くべきだ。 Hegel, *Vorlesungen über Naturrecht und Staatswissen-*

schaft. Heidelberg 1817/18 mit Nachträgen aus der Vorlesung 1818/19, nachgeschrieben von P. Wannenmann, S.87f.

(57) Ebenda, S.88.

(58) トドカ性を置くべきだ。 Hegel, *Die Philosophie des Rechts. Die Mitschriften Wannenmann (Heidelberg 1817/18) und Homeyer* (Berlin 1818/19), hrsg., eingeleitet und erläutert von K.-H. Ilting, Stuttgart 1983, S.311.

(59) Hegel, *Rechtsphilosophie*, S.416.